「船員に関する育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則の一部を改正する省令案」に関する意見募集についての結果について

令和７年９月３０日
国土交通省海事局

「船員に関する育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則の一部を改正する省令案」について、令和７年７月２２日（火）から令和７年８月２１日（木）までの期間、広く御意見を募集しました。その結果、本件に関して１件の御意見が寄せられました。お寄せいただいた御意見とそれに対する考え方を以下の表のとおりまとめましたので公表いたします。

皆様の御協力に深く御礼申し上げるとともに、今後とも国土交通行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

御意見の概要	考え方
１．船員についても、在宅勤務が可能な場合は、できるだけ在宅勤務を認めるべき。 ２．短期間航海船舶とは、具体的にどれくらいの期間なのか規定すべき。	１．今般定める柔軟な働き方を実現するための措置の選択肢の一つとして、陸上労働者についてはテレワーク等が認められておりますが、船員については法律上の読替えによって陸上勤務の措置が定められているため、船員についてテレワーク等の措置を取ることは認められておりません。 なお、事業主が独自の取り組みとして、テレワーク等の措置を講じる場合については問題ございません。 ２．船舶の大小や事業形態によって、その運航形態は様々であるため、一律に短期間航海船舶の期間を示すことは考えておりません。

１．実施方法
①募集期間：令和７年７月２２日（火）～令和７年８月２１日（木）
②周知方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）及び窓口配布
③意見提出方法：電子メール、FAX、郵送及び電子政府の総合窓口（e-Gov）

２．意見数 提出意見数１件

３．お問い合わせ先
国土交通省海事局船員政策課 意見募集担当
電話番号０３－５２５３－８１１１（内線４５－１２５、４５－１２４）